

**資料1【参考】**

令和4年6月3日（金）

第1回佐倉市子育て支援推進委員会

○佐倉市子育て支援推進委員会条例

平成15年12月26日条例第47号

**改正**

平成17年3月24日条例第11号

平成25年3月29日条例第15号

平成25年10月1日横書き施行

平成25年10月1日条例第36号

平成29年6月30日条例第17号

佐倉市子育て支援推進委員会条例

（設置）

**第1条** 市における子育て支援の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により佐倉市子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

**第2条** 委員会は、市長の諮問に応じ、子育て支援の推進に関し必要な事項を調査し、審議するものとする。

（組織）

**第3条** 委員会は、委員23人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 医師又は歯科医師
- （3） 民生委員・児童委員
- （4） 主任児童委員
- （5） 保育園、幼稚園又は認定こども園の園長
- （6） 小学校又は中学校の校長
- （7） 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校に在籍する者の保護者
- （8） 市民
- （9） 佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例（昭和54年佐倉市条例第12号）に規定する佐倉市立児童センター又は佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例（平成3年佐倉市条例第28号）に規定する佐倉市立学童保育所の施設長

（任期）

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成17年3月24日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日条例第15号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年10月1日条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、公布の日に佐倉市条例の左横書き化等に関する条例(平成25年佐倉市条例第26号)の例により、左横書きに改めるものとする。

**附 則** (平成29年6月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。